開設知的障害者更生相談所

日 時

午前10時~、 11月11日(金) (事前に申し込みが必要です) 午後1時30分~

対象者 大田原市保健センター

18歳以上の知的障害者とその保護

内 者

ターによる生活相談など 療育手帳の再認定、コーディネー

申込方法 で申し込み。 祉課福祉支援係へ直接または電話 9月30日(金)までに、 福

問い合わせ

福祉課福祉支援係

TEL (23)8921

ふれあい 回大田原市福祉 ザーにご協力をいまつり

どのほか、福祉バザーが行われます。 祉ふれあいまつり(同実行委員会主 用品へのご寄付にご協力ください。 不用品がありましたら、福祉バザー されます。障害者の発表やダンスな 催)が大田原市総合文化会館で開催 会福祉協議会の善意銀行に寄付し、 福祉バザーの益金は、毎年、市社 で家庭で眠っている贈答品などの 10月16日(日)に第14回大田原市福

福祉活動の一部に充てられています。

受付期間

10月7日(金)まで

受付場所

黒羽支所総合窓口課健康福祉係 湯津上支所総合窓口課健康福祉係 市役所福祉課福祉支援係

市社会福祉協議会本所・各支所

ユーアイ館

5時) 日・祝日を除く) 午前8時30分~午後5時15分(土・ (ユーアイ館のみ午前9時~午後

一問い合わせ

市福祉課福祉支援係 **1** (23) 8921

市社会福祉協議会 (23)1130



保健センター教室・相談 ためして運動塾

日

10月6日(木)

午前9時15分~11時30分 黒羽保健センター

です。

所で保険資格変更の手続きが必要

ウオーキング

一問い合わせ

健康政策課成人健康係

1 (23) 7601



証が届かない場合は連絡を10月になっても新しい保険

までです。 者証(保険証)の有効期限は9月30日 現在お使いの国民健康保険被保険

は、 ていただきます(26日発送予定)。 国保医療係までご連絡ください。 し10月になっても届かないときは、 10月1日から有効の新しい保険証 今月下旬に世帯主宛に郵送させ

張所、各地区公民館の窓口まで返却 してください。 市役所国保年金課および各支所・出 また、有効期限の切れた保険証は、

ご確認ください

主に次のような 場合は資格変更の届出が必要です。 証が郵送された方は、早急に市役 方で、10月から有効の国保の保険 すでに社会保険に加入されている 変更手続きを行いません)。 加入したとき (会社は保険資格の

を返還して頂くことになりますの 用した場合、市が負担した医療費 会保険加入後に国保の保険証を使 合があります(特に被扶養者)。社 社会保険の資格を取得している場 保険の保険証が届いていなくても、 社会保険に加入された方は、社会

> 〉学生の保険証の対象者が、 証を使用しないようお願いします。 社会保険加入後は国保の保険

(終了)したとき。

くできませんので、ご注意くださ きをしないと保険税の計算が正し 国民健康保険の加入日や喪失日は、 たときまでさかのぼります。手続 届出日ではなくその事由が発生し

)保険証ケースと個人情報保護シー ルについて

各支所・出張所、各地区公民館に 口でお受け取りください。 設置しています。必要な方は各窓 表示欄に使用する個人情報保護シ 保険証ケースおよび臓器提供意思 ルは、市役所国保年金課および

国民健康保険税を滞納すると

険者資格証明書」(全額自己負担) この場合、保険証に代えて「被保 の交付が受けられません。 情がなく納期限から1年間を経過 を交付することになります。納期 しても未納がある場合は、 法律により、災害その他特別な事

一問い合わせ

ては、速やかに納付してください。 限を経過した国民健康保険税につい

、保険証更新に関すること) 国保年金課国保医療係

(保険税納付に関すること) 収納対策課徴収対策係 **1** (23)8857

